

## 商標と最近の話題（「そだねー」の商標出願）

産学連携・知的財産本部

知的財産アドバイザー

特任教育職員（教授） 弁理士 久保山 隆

先の平昌オリンピックは、日本勢の大活躍で大いに盛り上がりました。なかでも、競技初のメダルを獲得したカーリング女子チームが注目を集め、彼女達の「そだねー」（「そうだね」の訛り言葉）がブームになりました。

その後、さっそく「そだねー」を商標出願した人がいたことが話題になりました。最初の報道では、北海道土産のバターサンドで有名な六花亭製菓が、「菓子及びパン」の商品にて3月1日出願（商願2018-24549）したようで、六花亭製菓は「独占するつもりはない」とのことでした。他の人が先に登録することで、自社の商品名に当該名称（商標）を付けられなくなることを防止する為の出願と思われまます。

ところが、六花亭製菓が出願した2日前の2月27日に、「そだねー」を「菓子及びパン」の商品を包含し商標出願していた人がいたことが後に報道されました。出願したのは、北見工業大学の職員らしく、現在、出願人の名義を大学生協に変更中とのこと。そのため、北見工業大学生活協同組合に先を越された六花亭製菓は、残念ながら「そだねー」を登録できなさそうです。

商標権は、特許権、実用新案権および意匠権と同じく重要な知的財産の一つです。しかし、商標権とそれ以外の権利（以下「特許権」と総称する。）とはその保護の対象や保護の仕方が大きく異なります。即ち、特許権の保護対象の発明は、自然法則を利用した技術的思想の創作（アイデア）であるのに対し、商標権の保護対象は、商

標に化体した信用（のれん；good will）であり、商品やサービスに付され、商品の顔として、あるいは、サービスの品質を保證する役割を果たすものです。

特許権は新規有用な発明を公開する代償として付与される独占排他権であり、存続期間が出願から20年と限られていますが、商標権は、流通秩序を維持し商標権者の「のれん」を保護すべく10年ごとに更新が可能（永久権）である点も大きな相違です。

一方で、特許権と同じく、先願主義が採用されており使用の有無にかかわらず、先に特許庁に出願した者のみが権利を取得できることとなります。前述の「そだねー」の商標も2日の違いが明暗を分けることになりそうです。

ところで、本学では、研究成果を、特許、実用新案あるいは意匠出願することにより知的財産として保護することを鋭意進めております。一方、商標出願は、本学では稀にしかありませんが、先日、災害医療分野の研究成果の名称の使用を確保するために、文字商標の「J-SPEED」を出願（商願2018-022335）しました。

商標は、上記の性質を有するため大学ブランドを形成・保護し、また、大学発のベンチャーや開発製品の育成・展開のためにも今後活用が望まれるところです。

【お問い合わせ】

研究支援課 産学連携係（内線 8010）

e-mail : chizai@mbox.pub.uoeh-u.ac.jp